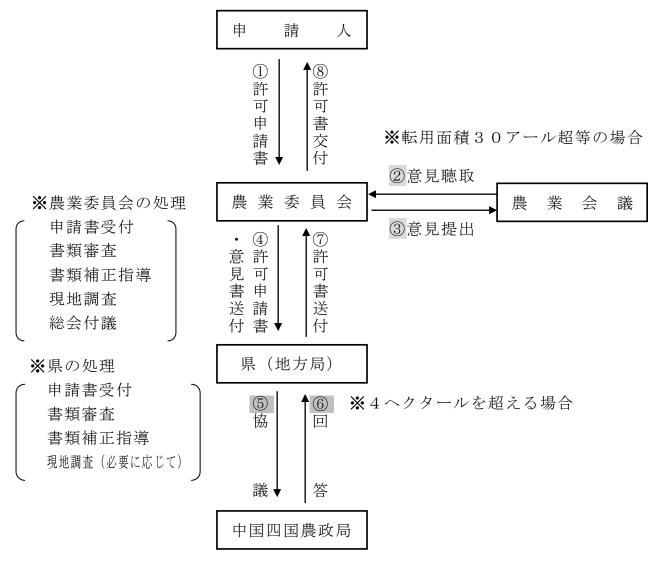
≪農地転用許可の流れ≫

- 農地転用には、県知事の許可が必要です。
- 事務処理の流れは、図-1のとおりです。
- 申請書は、転用しようとする農地の所在する市町農業委員会に、県知事あての もの正1・副2通を提出します。
- なお、転用面積が4へクタールを超える農地転用について、県が許可しようと する場合には、あらかじめ県から農林水産大臣(中国四国農政局長)に協議を要 することとされています。

(図-1) 事務処理の流れ



- ※転用面積が30アールを超える場合や優良農地(農用地区域内農地・第一種農地等)の場合は、農業会議の意見を聴いて、県に意見書を送付します。
- ※中国四国農政局への協議は、転用面積が4へクタールを超える場合に行います。ただし、 当該申請の内容が、4へクタールを超えても知事許可となるもの(農工法等によるも の)については、協議を要しません。
- ※県から中国四国農政局への協議は、いずれも許可しようとするときに行うこととされて おり、不許可としようとする場合には必要ありません。